

理事及び監事の報酬及び費用に関する規程

公益財団法人日本英語検定協会

理事及び監事の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本英語検定協会（以下「本財団」という。）の定款第20条及び第33条第1項の規定に基づき、理事および監事の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。以下同じ。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項に規定する報酬として、各常勤理事の報酬年額は、別表の「役位別報酬年額」を上限として、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。但し本人の申し出により、減額することができる。

役位別上限報酬年額

理 事 長 30,000,000 円（上限）

専務理事 25,000,000 円（上限）

常務理事 25,000,000 円（上限）

理 事 20,000,000 円（上限）

- 3 常勤理事は雇用保険には加入できない。
- 4 本財団は、監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 5 前項に規定する報酬として、各監事の報酬年額は、第4条の報酬等の総額を上限として、監事の協議によりこれを定める。
- 6 本財団は、非常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 7 前項に規定する報酬として、非常勤理事に支給する金額は、1日当たり3万円（源泉所得税控除後）とする。

(報酬等の総額)

第4条 前条に規定する常勤理事の1年間の報酬の総額は2億円を上限とし、監事の1年間の報酬の総額は400万円を上限とする。

(費用の支給)

第5条 本財団は、常勤理事に、その通勤費の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

- 2 本財団は、理事及び監事はその職務執行に当たって負担した費用については、交通費、旅費については実費相当額を、手数料等にあつては請求のあった額を支払うものとする。

(報酬及び費用の支給方法)

第6条 常勤理事の報酬及び通勤手当は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 常勤理事の報酬は、所得税、社会保険料等並びに積立金等を、毎月の報酬額から控除して支給する。
- 3 非常勤理事及び監事の報酬は、所得税を毎回の報酬額から控除して支給する。
- 4 月の途中で常勤理事に就任したとき、または月の途中で常勤役員を退任したとき、あるいは死亡（ただし、業務上の死亡は別途定める。）したときの報酬は当該月から、あるいは当該月まで支払うものとする。

(退職慰労金)

第7条 本財団は、退任又は死亡した常勤理事に退職慰労金を支給することができる。

- 2 前項に規定する退職慰労金の額は、「最終報酬月額 x 在任年数 x 役位別功績係数」とする。最終報酬月額は、名目の如何を問わず、退任又は死亡した月に支給された月額報酬等の総額（ただし、退任又は死亡が当該月の末日でない場合は、末日まで在任したと仮定した場合に支給されるべき報酬等の総額とする。）をいう。また、在任年数は1年単位に切り上げるものとする。
- 3 役位別功績係数は「役位別係数+特別功労係数」で算定する。
- 4 役位別係数は、退任又は死亡時の職位ごとに下記のとおりとする

下記以外の常勤理事：1.4

常務理事及び専務理事：1.7

理事長：2.7

- 5 特別功労係数は、在任中に特に功労があったと認められる者に対しその功労に応じ、または在任年数の長さ（10年程度以上）による特別な功労を考慮して、退任又は死亡時の職位ごとに下記の係数を上限として付与する。

下記以外の常勤理事：0.6

常務理事及び専務理事：0.6

理事長：0.8

- 6 常勤理事が在任中、本財団に重大な損害を与えた場合は、退職慰労金額を減じるこ

とができる。常勤理事が在任中、本財団に対し上記第 5 項で評価し尽くせない特別の貢献をした場合は、退職慰労金額を増額することができる。本項の規定による支給額の決定は、評議員会の決議による。

- 7 在任中に常勤理事が死亡した場合は、退職慰労金とは別に、第 3 条第 2 項で定める報酬年額の半額を弔慰金として支給する。ただし、この弔慰金には埋葬料を含む。
- 8 第 5 項の規定による職位ごとの特別功労係数の決定は、評議員会の決議によって第 5 項記載の範囲内で付与すべき係数の上限を定め、当該上限の範囲内で（１）理事長の特別功労係数については専務理事（不在の場合は常務理事）が評議員会長及び報酬協議員と協議の上決定し、（２）その他の常勤理事の特別功労係数については理事長が評議員会長及び報酬協議員と協議の上決定する。
- 9 前項に定める「報酬協議員」とは、評議員会の決議によって評議員会長以外の評議員の中から選任した 1 名の評議員をいう。

（本規程の改正）

第 8 条 本規程の改正は定款第 20 条及び第 23 条第 1 項の規定に従い評議員会の決議により行う。

付 則 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- ・平成 24 年 4 月 1 日 制定
- ・平成 25 年 3 月 1 日 改正
- ・平成 25 年 11 月 1 日 改正
- ・平成 26 年 7 月 1 日 改正
- ・平成 28 年 6 月 23 日 改正
- ・令和 2 年 6 月 25 日 改正
- ・令和 8 年 6 月 2 日 改正